

# 消費税の達人from所得税の達人(平成30年分版)

## 運用ガイド

この度は、「消費税の達人from所得税の達人(平成30年分版)」をご利用いただき誠にありがとうございます。

「消費税の達人from所得税の達人(平成30年分版)」は、「所得税の達人」の決算書データ又は内訳書データを「消費税の達人」に取り込むためのプログラムです。このマニュアルでは、「消費税の達人from所得税の達人(平成30年分版)」のインストール手順や操作手順について説明しています。



## 目次

|                                         |           |
|-----------------------------------------|-----------|
| <b>1.対応製品</b>                           | <b>3</b>  |
| <b>2.動作環境</b>                           | <b>4</b>  |
| <b>3.インストール方法</b>                       | <b>5</b>  |
| パターン①「達人Cube」からアップデートする場合               | 5         |
| パターン②「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする場合         | 8         |
| <b>4.運用方法</b>                           | <b>10</b> |
| パターン①                                   |           |
| 「所得税の達人」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合 | 10        |
| パターン②                                   |           |
| 「所得税の達人」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合 | 11        |
| <b>5.操作方法</b>                           | <b>12</b> |
| パターン①                                   |           |
| 「所得税の達人」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合 | 12        |
| パターン②                                   |           |
| 「所得税の達人」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合 | 17        |
| <b>6.連動対象項目</b>                         | <b>24</b> |
| 「所得税の達人」から連動するデータ(連動元)                  | 24        |
| 「消費税の達人」に連動するデータ(連動先)                   | 26        |
| 課税取引金額計算表(事業所得用)                        | 27        |
| 課税取引金額計算表(不動産所得用)                       | 28        |
| 課税取引金額計算表(農業所得用)                        | 29        |
| <b>7.アンインストール方法</b>                     | <b>30</b> |
| <b>8.著作権・免責等に関する注意事項</b>                | <b>31</b> |

## 1.対応製品

「消費税の達人from所得税の達人(平成30年分版)」に対応するNTTデータの各対応製品は以下のとおりです。

| 連動元 / 連動先 | 対応製品                                   |
|-----------|----------------------------------------|
| 連動元       | 所得税の達人(平成30年分版) Professional Edition   |
|           | 所得税の達人(平成30年分版) Standard Edition       |
| 連動先       | 消費税の達人(平成30年度以降用) Professional Edition |
|           | 消費税の達人(平成30年度以降用) Standard Edition     |

## 2.動作環境

「消費税の達人from所得税の達人(平成30年分版)」に必要な動作環境は「1.対応製品」(P.3)に記載の連動元の「対応製品」と同様です。



### 注意

- 「消費税の達人from所得税の達人(平成30年分版)」のインストールやプログラムの起動を行うには、「1.対応製品」(P.3)に記載の連動元の「対応製品」のいずれかがインストールされている必要があります。
- 「消費税の達人from所得税の達人(平成30年分版)」の起動中に、連動元の「対応製品」の起動、及びアンインストールはできません。

### 3.インストール方法

「消費税の達人from所得税の達人(平成30年分版)」をインストールする手順は、「達人Cube」からアップデートする方法と「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする方法の2パターンあります。



#### 注意

インストール作業中に「ユーザーアカウント制御」画面が表示されることがあります。その場合は「はい」ボタンをクリックして作業を進めてください(必要に応じてパスワードを入力します)。

#### パターン①

#### 「達人Cube」からアップデートする場合

#### 1. 「達人Cube」にログインし、[アップデート]をクリックします。



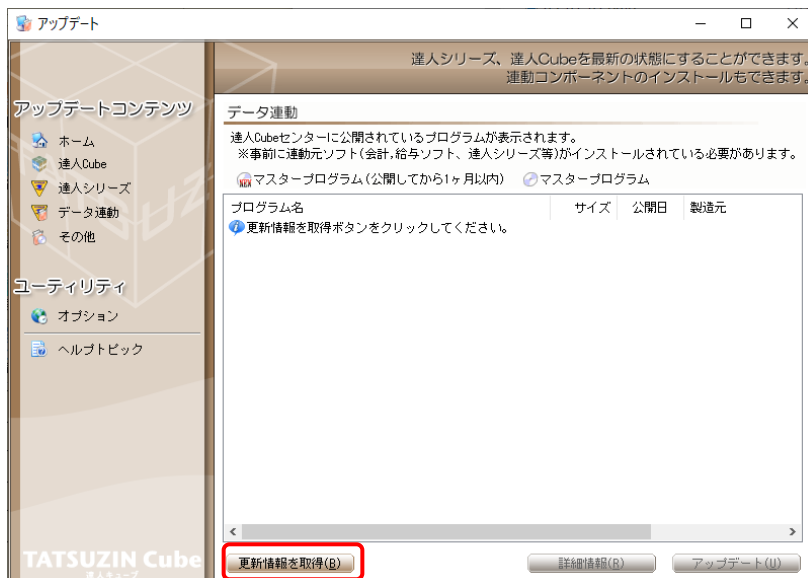
[アップデート] 画面が表示されます。

## 2. アップデートコンテンツ[データ連動]をクリックします。



[データ連動] 画面が表示されます。

## 3. [更新情報を取得]ボタンをクリックします。



連動コンポーネントが表示されます。

## 4. 該当の連動コンポーネントをクリックして選択し(①)、[アップデート]ボタンをクリックします(②)。



「消費税の達人from所得税の達人(平成30年版)」画面が表示されます。

## 5. [次へ]ボタンをクリックします。

「プログラムのインストール」画面が表示されます。

## 6. [インストール]ボタンをクリックします。

インストールが開始されます。

## 7. [InstallShield ウィザードを完了しました]画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「消費税の達人from所得税の達人(平成30年版)」のインストールは完了です。

## パターン②

## 「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする場合

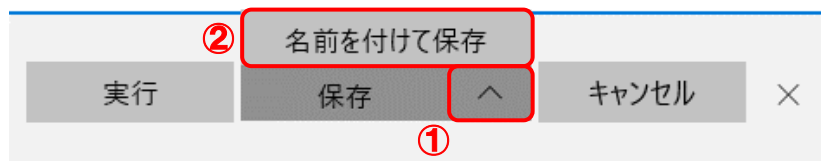
1. 「達人」オフィシャルサイトの連動会計・給与ソフトの連動コンポーネントダウンロードページ ([https://www.tatsuzin.info/rendousoft/rendou\\_download.html](https://www.tatsuzin.info/rendousoft/rendou_download.html))を開きます。



2. 該当の「達人シリーズ」のソフト名をクリックします。  
該当の連動会計・給与ソフトメーカー一覧画面が表示されます。
3. 該当の連動会計・給与ソフトメーカーの[ダウンロード]をクリックします。  
該当の連動会計・給与ソフトメーカーの最新の連動コンポーネント一覧画面が表示されます。
4. 該当の連動コンポーネントの[連動コンポーネントをダウンロードする]ボタンをクリックします。  
画面の一番下に通知バーが表示されます。



- 5.** [保存]ボタンの右にある記号をクリックし(①)、表示されるメニュー[名前を付けて保存]をクリックします(②)。



[名前を付けて保存] 画面が表示されます。

- 6.** 保存する場所を指定し、[保存]ボタンをクリックします。  
保存する場所に指定した場所に、ファイルがダウンロードされます。

- 7.** 手順6でダウンロードしたファイルをダブルクリックします。  
[消費税の達人from所得税の達人(平成30年分版)] 画面が表示されます。

- 8.** [次へ]ボタンをクリックします。  
[プログラムのインストール] 画面が表示されます。

- 9.** [インストール]ボタンをクリックします。  
インストールが開始されます。

- 10.** [InstallShield ウィザードを完了しました]画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「消費税の達人from所得税の達人(平成30年分版)」のインストールは完了です。

## 4.運用方法

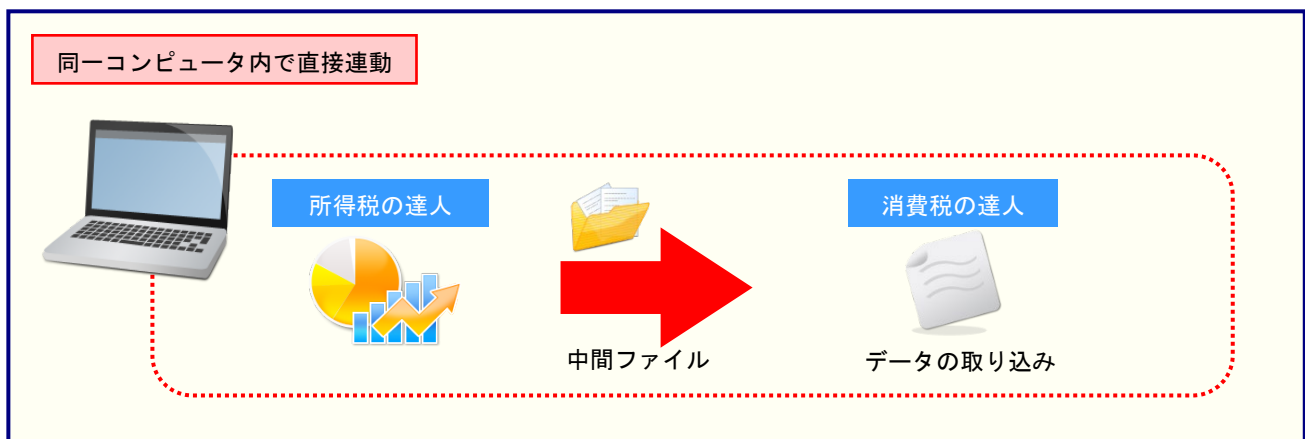
「消費税の達人from所得税の達人(平成30年分版)」は、「所得税の達人」のデータから中間ファイルを作成します。

データ取り込みの操作方法は、「所得税の達人」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしているかどうかで異なります。

### パターン①

#### 「所得税の達人」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合

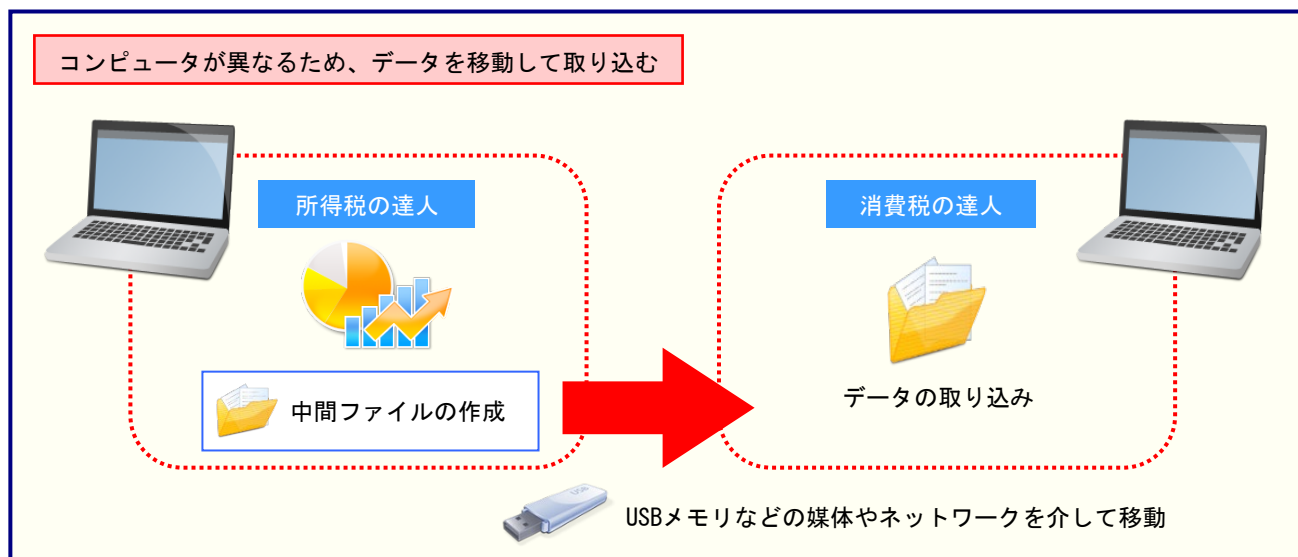
「消費税の達人from所得税の達人(平成30年分版)」で作成した中間ファイルを直接「消費税の達人」に取り込みます。



## パターン②

### 「所得税の達人」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合

「所得税の達人」をインストールしているコンピュータで中間ファイルを作成し、「消費税の達人」をインストールしているコンピュータで取り込みます。



#### 注意

「所得税の達人」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしていても、どちらも Professional EditionでLAN環境でご利用の場合は、パターン①のように連動の操作手順中で「所得税の達人」のコンピュータを指定して直接連動が可能です。

## 5.操作方法

「消費税の達人from所得税の達人（平成30年分版）」を使って、以下の手順で連動します。

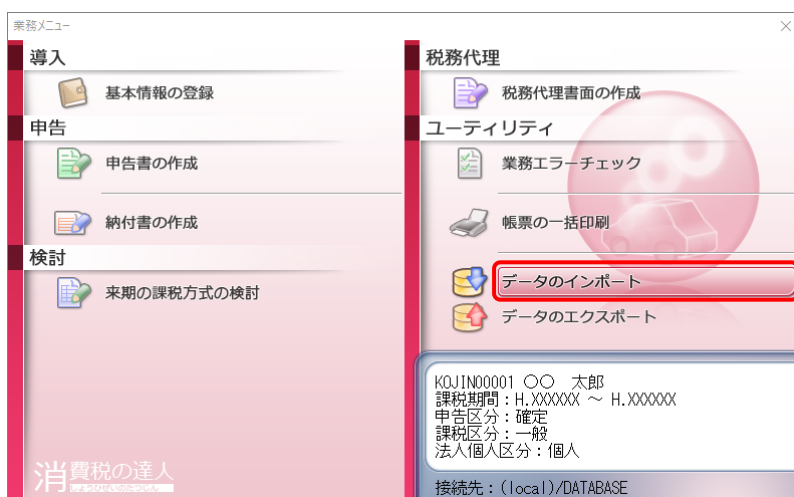
事前に「6.連動対象項目」(P.24)を必ずお読みください。

操作手順は、「所得税の達人」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしているかどうかで異なります。

### パターン①

#### 「所得税の達人」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合

1. 「消費税の達人」を起動してデータを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。



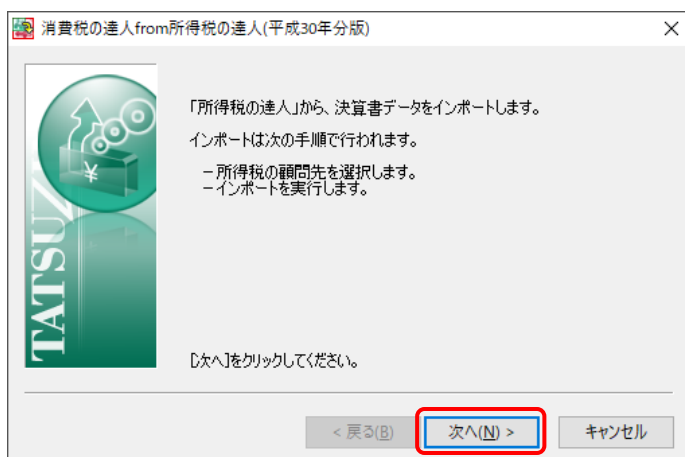
[データのインポート] 画面が表示されます。

## 2. [所得税の達人(平成30年版)からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



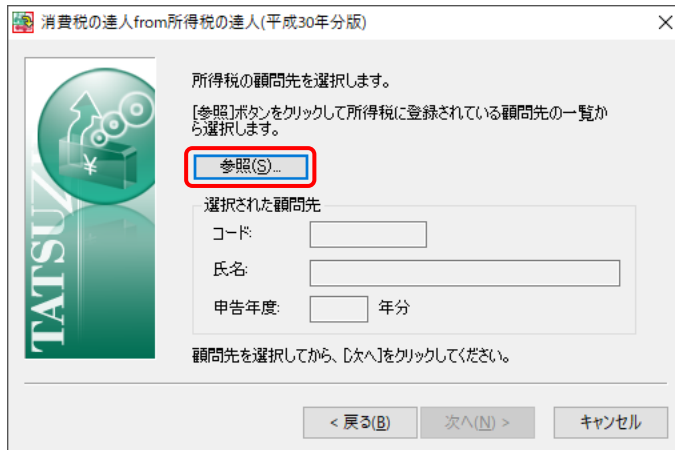
[消費税の達人from所得税の達人(平成30年版)] 画面が表示されます。

## 3. [次へ]ボタンをクリックします。



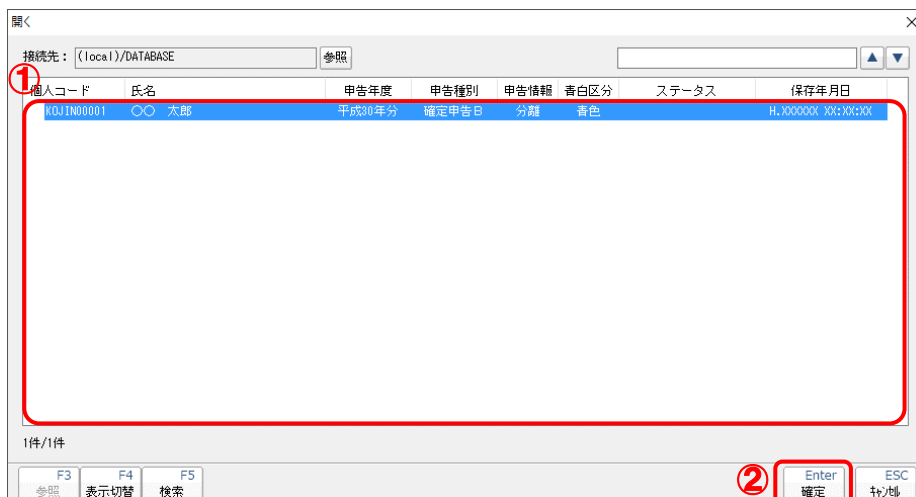
所得税の顧問先を選択する画面が表示されます。

## 4. [参照]ボタンをクリックします。



[開く] 画面が表示されます。

## 5. 該当の顧問先をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



所得税の顧問先を選択する画面に戻ります。

※ 該当の顧問先が表示されない場合、[F5/検索] ボタンをクリックして表示される画面から検索条件を変更してください。

## 6. [次へ]ボタンをクリックします。

消費税の達人from所得税の達人(平成30年版)

所得税の顧問先を選択します。  
[参照]ボタンをクリックして所得税に登録されている顧問先の一覧から選択します。

参照(S)...

選択された顧問先

コード: K0JIN00001

氏名: 〇〇 太郎

申告年度: 平成30 年分

顧問先を選択してから、[次へ]をクリックしてください。

< 戻る(B) **次へ(N) >** キャンセル

設定内容確認の画面が表示されます。

## 7. 処理の設定内容を確認し(①)、[完了]ボタンをクリックします(②)。

消費税の達人from所得税の達人(平成30年版)

① 処理を実行するための設定が完了しました。  
設定の内容を確認したら、[完了]をクリックして処理を実行します。

個人データ

コード : K0JIN00001

氏名 : 〇〇 太郎

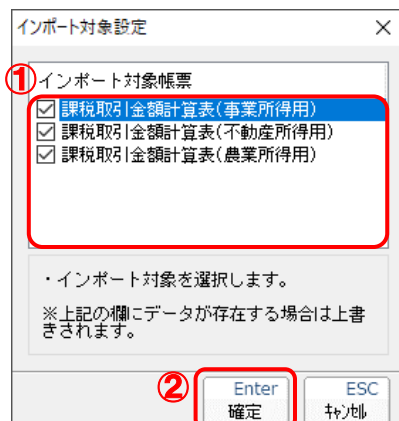
申告年度 : 平成30 年分

②

< 戻る(B) **完了** キャンセル

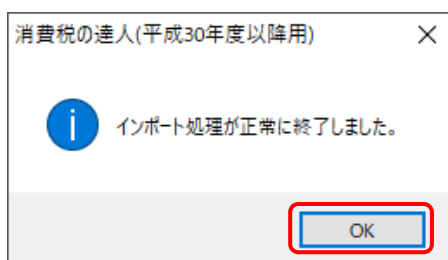
「インポート対象設定」画面が表示されます。

## 8. インポート先の帳票をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

## 9. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。データの作成(中間ファイルの作成)が終了すると同時に、「消費税の達人」にデータが取り込まれます。

以上で、データの取り込みは完了です。



## パターン②

### 「所得税の達人」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合

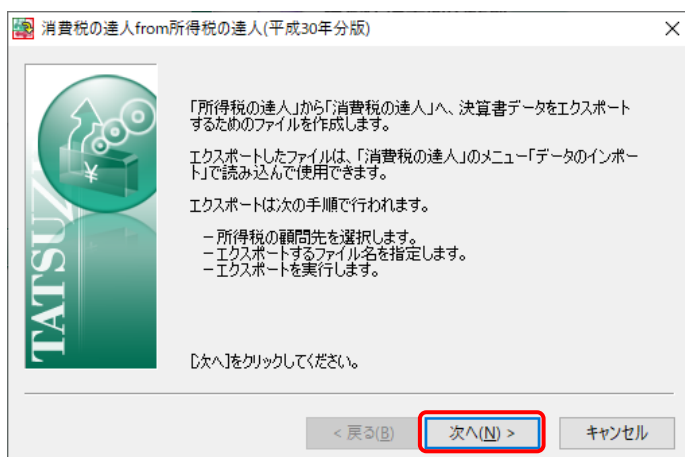
#### 1. Windowsのスタートメニュー[達人シリーズ]－[消費税の達人from所得税の達人(平成30年分版)]をクリックします。

[消費税の達人from所得税の達人(平成30年分版)] 画面が表示されます。

※ Windows 8.1の場合は、[アプリ] 画面に表示されている [消費税の達人from所得税の達人(平成30年分版)] をクリックします。

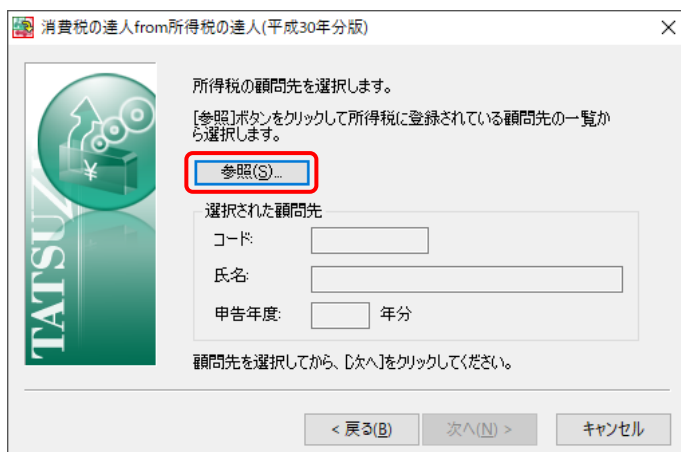
Windows 7の場合は、Windowsのスタートメニュー [すべてのプログラム] － [達人シリーズ] － [連動コンポーネント] － [消費税の達人from所得税の達人(平成30年分版)] をクリックします。

#### 2. [次へ]ボタンをクリックします。



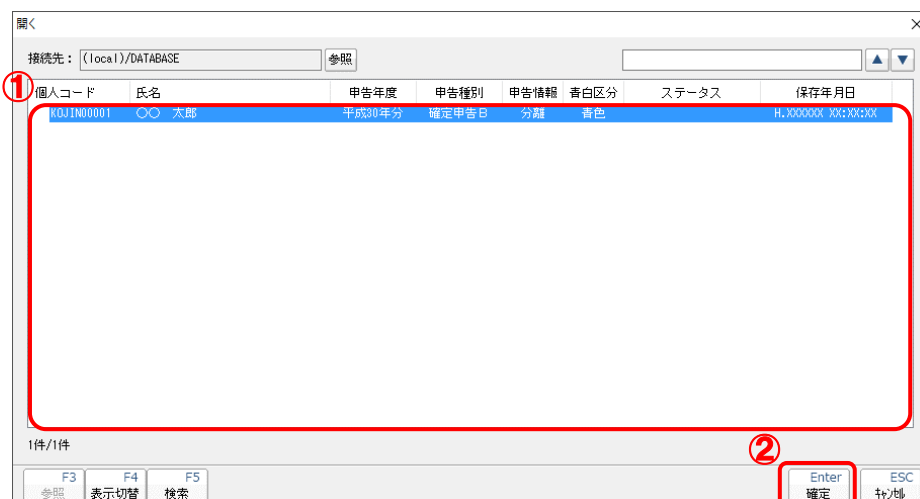
所得税の顧問先を選択する画面が表示されます。

### 3. [参照]ボタンをクリックします。



[開く] 画面が表示されます。

### 4. 該当の顧問先をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



所得税の顧問先を選択する画面に戻ります。

- ※ 該当の顧問先が表示されない場合、[F5／検索] ボタンをクリックして表示される画面から検索条件を変更してください。
- ※ 「所得税の達人」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしていても、どちらもProfessional EditionでLAN環境でご利用の場合は、[参照] ボタンをクリックして表示される画面から「所得税の達人」のコンピュータのデータベースを指定してください。

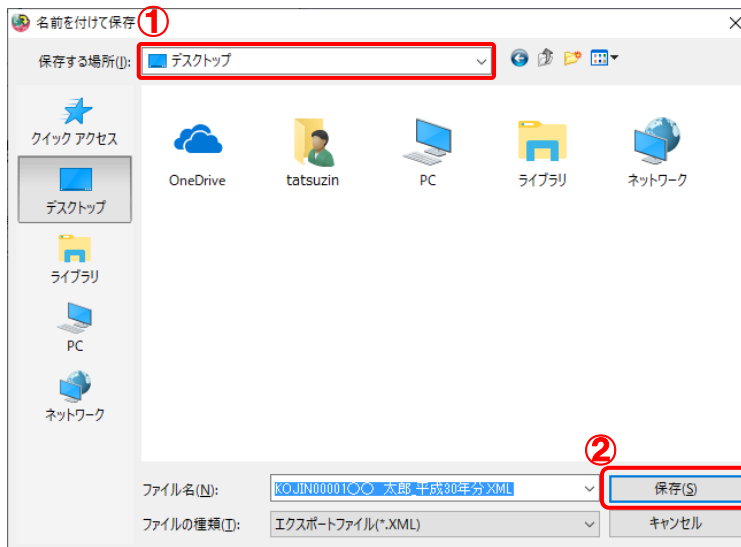
## 5. [次へ]ボタンをクリックします。

エクスポートするファイル名を選択する画面が表示されます。

## 6. [ファイル名の指定]ボタンをクリックします。

[名前を付けて保存] 画面が表示されます。

## 7. [保存する場所]を指定し①)、[保存]ボタンをクリックします②)。



エクスポートするファイル名を選択する画面に戻ります。  
※ [ファイル名] は任意に変更できます。

## 8. [次へ]ボタンをクリックします。



設定内容確認の画面が表示されます。

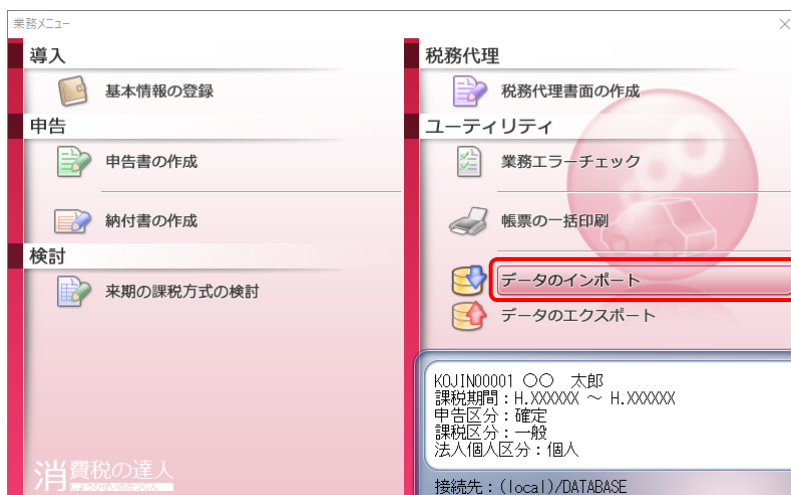
## 9. 処理の設定内容を確認し(①)、[完了]ボタンをクリックします(②)。



手順7で指定した「保存する場所」に、中間ファイルが作成されます。

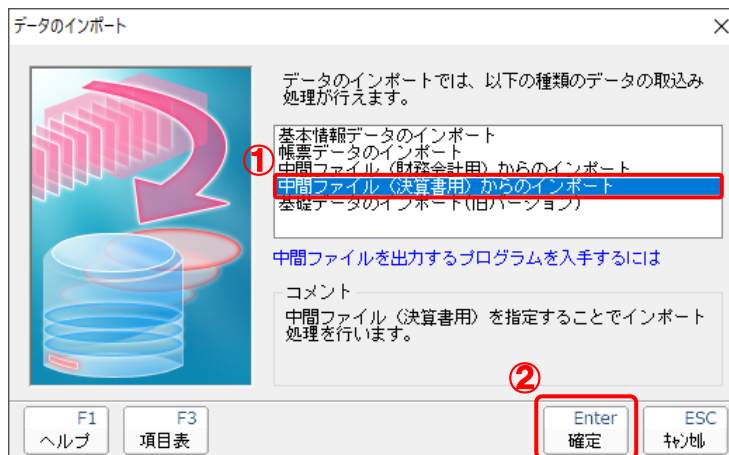
## 10. 作成された中間ファイルを、USBメモリなどの媒体やネットワークを介して「消費税の達人」をインストールしているコンピュータに移動します。

## 11. 「消費税の達人」を起動して中間ファイルを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。



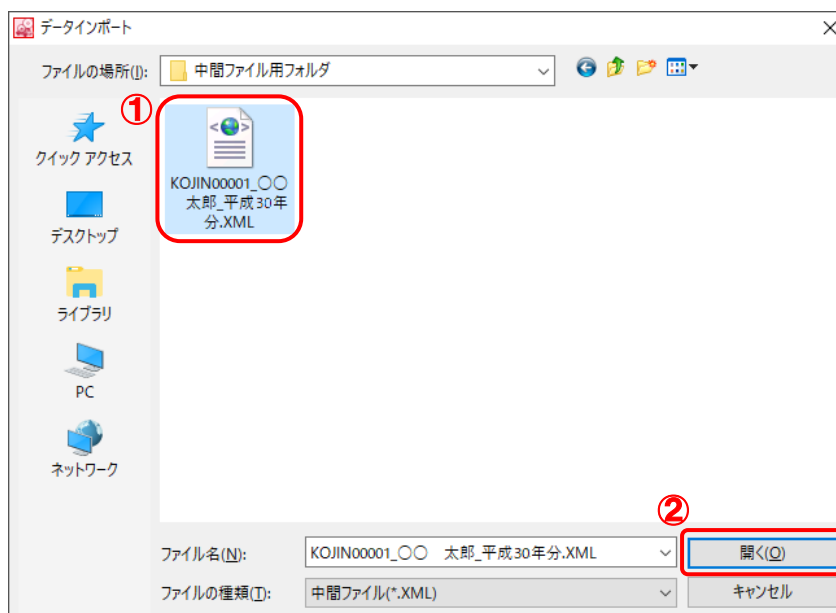
「データのインポート」画面が表示されます。

## 12. [中間ファイル(決算書用)からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



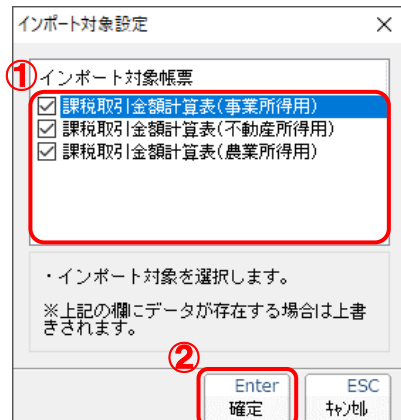
[データインポート] 画面が表示されます。

## 13. 作成した中間ファイルをクリックして選択し(①)、[開く]ボタンをクリックします(②)。



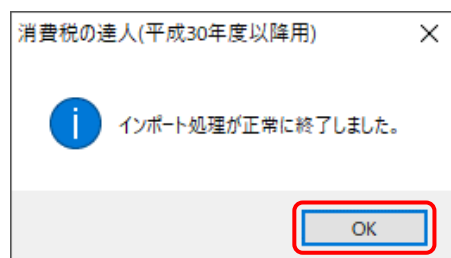
[インポート対象設定] 画面が表示されます。

## 14. インポート先の帳票をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

## 15. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。

以上で、データの取り込みは完了です。

## 6.連動対象項目

「消費税の達人from所得税の達人（平成30年分版）」では、「所得税の達人」の決算書又は内訳書よりデータを取り込みます。

「所得税の達人」から連動するデータ(連動元)

「所得税の達人」からは業務メニュー〔決算書・内訳書の作成〕で作成したデータが連動します。



### 注意

「消費税の達人」－[新規作成／基本情報の登録]画面－[基本情報]タブ－[課税取引金額計算表等の作成]にチェックが付いていないと連動できません。

## 青色申告決算書

The screenshot shows the 'SHOTOKU' tax software interface. On the left, a sidebar menu lists various functions, with '決算・申告' (Final Accounts and Tax Return) highlighted in red. Under this category, '決算書・内訳書の作成' (Creation of Financial Statements and Details) is selected. The main window displays the '平成 30 年所得税青色申告決算書 (一般用)' (FY2018 Corporate Income Tax Return Form - General Use). The form includes sections for '基本情報' (Basic Information), '所得の通入' (Income Entry), and '損益計算書' (Statement of Profit and Loss). A red arrow points from the sidebar menu to the '決算書・内訳書の作成' option.



 収支内訳書

The screenshot shows the '所得税の達人' (Expert in Income Tax) software interface. The left sidebar contains a menu with the following items: 基本情報の登録 (Registration of Basic Information), 家族情報の登録 (Registration of Family Information), 決算・申告 (Settlement and Filing), 決算書・内訳書の作成 (Creation of Financial Statements and Details), 申告書の作成 (Creation of Declaration Forms), 第三者作成書類の作成 (Creation of Documents Created by Third Parties), 納付書の作成 (Creation of Payment Forms), 納税額管理表の作成 (Creation of Tax Amount Management Table), and 前期比較表の作成 (Creation of Previous Period Comparison Table). The '決算・申告' menu is expanded, and '決算書・内訳書の作成' is highlighted with a red box. A red arrow points from this menu item to the main window.

The main window displays the '平成30年分収支内訳書(一般用)' (Heisei 30 Annual Income Statement (General Use)) form. The form includes sections for personal information, income details, and expense details. The '所得税の達人' logo is visible in the top left corner. The bottom status bar shows the software version and navigation buttons.

## 「消費税の達人」に連動するデータ(連動先)

「消費税の達人」に連動する帳票は以下のとおりです。次ページ以降の各帳票の太枠部分が連動対象項目です。

### 課税取引金額計算表

課税取引金額計算表(事業所得用)

課税取引金額計算表(不動産所得用)

課税取引金額計算表(農業所得用)

課税取引金額計算表(事業所得用)

課 税 取 引 金 額 計 算 表

(平成 年分)

(事業所得用)

| 科 目                                |               | A     | B                   | C (A - B) |
|------------------------------------|---------------|-------|---------------------|-----------|
|                                    |               | 決 算 額 | Aのうち課税取引に<br>ならないもの | 課税取引金額    |
| 売 上 ( 収 入 ) 金 額<br>( 雑 収 入 を 含 む ) | ①             | 円     | 円                   | 円         |
| 売 上<br>原 価                         | 期 首 商 品 棚 卸 高 | ②     |                     |           |
|                                    | 仕 入 金 額       | ③     |                     |           |
|                                    | 小 計           | ④     |                     |           |
|                                    | 期 末 商 品 棚 卸 高 | ⑤     |                     |           |
|                                    | 差 引 原 価       | ⑥     |                     |           |
| 差 引 金 額                            |               | ⑦     |                     |           |
| 経 費                                | 租 税 公 課       | ⑧     |                     |           |
|                                    | 荷 造 運 賃       | ⑨     |                     |           |
|                                    | 水 道 光 熱 費     | ⑩     |                     |           |
|                                    | 旅 費 交 通 費     | ⑪     |                     |           |
|                                    | 通 信 費         | ⑫     |                     |           |
|                                    | 広 告 宣 伝 費     | ⑬     |                     |           |
|                                    | 接 待 交 際 費     | ⑭     |                     |           |
|                                    | 損 害 保 険 料     | ⑮     |                     |           |
|                                    | 修 繕 費         | ⑯     |                     |           |
|                                    | 消 耗 品 費       | ⑰     |                     |           |
|                                    | 減 価 償 却 費     | ⑱     |                     |           |
|                                    | 福 利 厚 生 費     | ⑲     |                     |           |
|                                    | 給 料 賃 金       | ⑳     |                     |           |
|                                    | 外 注 工 賃       | ㉑     |                     |           |
|                                    | 利 子 割 引 料     | ㉒     |                     |           |
|                                    | 地 代 家 賃       | ㉓     |                     |           |
|                                    | 貸 倒 金         | ㉔     |                     |           |
|                                    |               | ㉕     |                     |           |
|                                    |               | ㉖     |                     |           |
|                                    |               | ㉗     |                     |           |
|                                    |               | ㉘     |                     |           |
|                                    | 雑 費           | ㉙     |                     |           |
| 計                                  |               | ㉚     |                     |           |
| 差 引 金 額                            |               | ㉛     |                     |           |

課税取引金額計算表(不動産所得用)

| 課 税 取 引 金 額 計 算 表 |               |   | (平成 年分) | (不動産所得用)            |           |  |
|-------------------|---------------|---|---------|---------------------|-----------|--|
| 科 目               |               |   | A       | B                   | C (A - B) |  |
|                   |               |   | 決 算 額   | Aのうち課税取引に<br>ならないもの | 課税取引金額    |  |
| 取<br>入<br>金<br>額  | 賃 貸 料         | ① | 円       | 円                   | 円         |  |
|                   | 礼金・権利金<br>更新料 | ② |         |                     |           |  |
|                   |               | ③ |         |                     |           |  |
|                   | 計             | ④ |         |                     |           |  |
| 必<br>要<br>経<br>費  | 租 税 公 課       | ⑤ |         |                     |           |  |
|                   | 損 害 保 険 料     | ⑥ |         |                     |           |  |
|                   | 修 繕 費         | ⑦ |         |                     |           |  |
|                   | 減 価 償 却 費     | ⑧ |         |                     |           |  |
|                   | 借 入 金 利 子     | ⑨ |         |                     |           |  |
|                   | 地 代 家 賃       | ⑩ |         |                     |           |  |
|                   | 給 料 賃 金       | ⑪ |         |                     |           |  |
|                   |               | ⑫ |         |                     |           |  |
|                   | そ の 他 の 経 費   | ⑬ |         |                     |           |  |
| 計                 |               | ⑭ |         |                     |           |  |
| 差 引 金 額           |               | ⑮ |         |                     |           |  |

課税取引金額計算表(農業所得用)

課 税 取 引 金 額 計 算 表

(平成 年分)

(農業所得用)

| 科 目              |                        |                | A     | B                   | C (A - B) |
|------------------|------------------------|----------------|-------|---------------------|-----------|
|                  |                        |                | 決 算 額 | Aのうち課税取引に<br>ならないもの | 課税取引金額    |
| 収<br>入<br>金<br>額 | 販 売 金 額                | ①              |       |                     |           |
|                  | 家 事 消 費                | 金 額 ②          |       |                     |           |
|                  | 事 業 消 費                |                |       |                     |           |
|                  | 雑 収 入                  | ③              |       |                     |           |
|                  | 未成熟果樹収入                |                |       |                     |           |
|                  | 小 計                    | ④              |       |                     |           |
|                  | 農産物の棚卸高                | 期 首 ⑤<br>期 末 ⑥ |       |                     |           |
| 経<br>費           | 計                      | ⑦              |       |                     |           |
|                  | 租 税 公 課                | ⑧              |       |                     |           |
|                  | 種 苗 費                  | ⑨              |       |                     |           |
|                  | 素 畜 費                  | ⑩              |       |                     |           |
|                  | 肥 料 費                  | ⑪              |       |                     |           |
|                  | 飼 料 費                  | ⑫              |       |                     |           |
|                  | 農 具 費                  | ⑬              |       |                     |           |
|                  | 農業・衛生費                 | ⑭              |       |                     |           |
|                  | 諸 材 料 費                | ⑮              |       |                     |           |
|                  | 修 繕 費                  | ⑯              |       |                     |           |
|                  | 動力光熱費                  | ⑰              |       |                     |           |
|                  | 作業用衣料費                 | ⑱              |       |                     |           |
|                  | 農業共済掛金                 | ⑲              |       |                     |           |
|                  | 減価償却費                  | ㉑              |       |                     |           |
|                  | 荷造運賃手数料                | ㉒              |       |                     |           |
|                  | 雇 人 費                  | ㉓              |       |                     |           |
|                  | 利子割引料                  | ㉔              |       |                     |           |
|                  | 地代・賃借料                 | ㉕              |       |                     |           |
|                  | 土地改良費                  | ㉖              |       |                     |           |
|                  | 貸倒金                    | ㉗              |       |                     |           |
|                  |                        | ㉘              |       |                     |           |
|                  |                        | ㉙              |       |                     |           |
|                  | 雑 費                    | ㉚              |       |                     |           |
|                  | 小 計                    | ㉛              |       |                     |           |
|                  | 農産物以外の                 | 期 首 ㉜<br>期 末 ㉝ |       |                     |           |
|                  | 棚 卸 高                  |                |       |                     |           |
|                  | 経費から差し引く果樹<br>牛馬等の育成費用 | ㉞              |       |                     |           |
|                  | 計                      | ㉟              |       |                     |           |
| 差 引 金 額          |                        |                | ㊱     |                     |           |



注意

② [家事消費金額] と [事業消費金額] には連動しません。

## 7.アンインストール方法

「消費税の達人from所得税の達人(平成30年分版)」をコンピュータからアンインストールするには、以下の手順で行います。



### 注意

アンインストール作業中に[ユーザーアカウント制御]画面が表示されることがあります。その場合は[はい]ボタンをクリックして作業を進めてください(必要に応じてパスワードを入力します)。

- 1. Windowsのスタートメニュー[Windowsシステムツール]ー[コントロールパネル]をクリックします。**  
[コントロールパネル]画面が表示されます。  
※ Windows 8.1の場合は、[アプリ]画面に表示されている[消費税の達人from所得税の達人(平成30年分版)]を右クリックー[アンインストール]をクリックし、手順3に進みます。  
Windows 7の場合は、Windowsのスタートメニュー[コントロールパネル]をクリックします。
- 2. [プログラムのアンインストール]をクリックします。**  
[プログラムのアンインストールまたは変更]画面が表示されます。  
※ [コントロールパネル]画面をアイコン表示にしている場合は、[プログラムと機能]をクリックします。
- 3. [消費税の達人from所得税の達人(平成30年分版)]をクリックして選択し、[アンインストール]をクリックします。**  
確認画面が表示されます。
- 4. [はい]ボタンをクリックします。**  
アンインストールが開始されます。
- 5. アンインストールが終了したら、[プログラムのアンインストールまたは変更]画面を終了します。**

以上で、「消費税の達人from所得税の達人(平成30年分版)」のアンインストールは完了です。

## 8.著作権・免責等に関する注意事項

- ・ 「消費税の達人from所得税の達人(平成30年分版)」のソフトウェア製品全体の著作権、工業所有権の一切の知的財産権は弊社に帰属するものとします。
- ・ 「消費税の達人from所得税の達人(平成30年分版)」の複製物(バックアップ・コピー)は、不慮の事故に備えて1部のみ作成することができます。
- ・ 「消費税の達人from所得税の達人(平成30年分版)」を使用した結果の損害及び影響について、原因のいかんを問わず、弊社は一切の賠償の責任を負いません。
- ・ 「消費税の達人from所得税の達人(平成30年分版)」のプログラム及びドキュメント等の一部または全部をどのような場合でもその形態を問わず無断で解析・改造・配布等を行うことはできません。
- ・ 「消費税の達人from所得税の達人(平成30年分版)」のソフトウェア製品仕様は、事前の通知なしに変更することがあります。



---

**消費税の達人from所得税の達人(平成30年分版)  
運用ガイド**

2019年8月3日改訂

---